

## 第 54 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 36 回 総会 (CAC) 議題
4-(2)	第 36 回 総会 (CAC) 概要
5-(1)	第 21 回 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 議題
5-(2)	第 21 回 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 概要
6-(1)	第 35 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 仮議題 [仮訳]
6-(2)	第 35 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 主な検討課題
7-(1)	第 45 回 食品衛生部会 (CCFH) 仮議題 [仮訳]
7-(2)	第 45 回 食品衛生部会 (CCFH) 主な検討課題

## 第 54 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 25 年 10 月 25 日（金）

14:00 ～ 16:00

場所：厚生労働省専用第 18-20 会議室

### 議 事 次 第

#### 1. 議題

##### ○最近検討された議題について

- ① 第36回 総会
- ② 第21回 食品残留動物用医薬品部会

##### ○今後検討される議題について

- ③ 第35回 栄養・特殊用途食品部会
- ④ 第45回 食品衛生部会

#### 2. その他

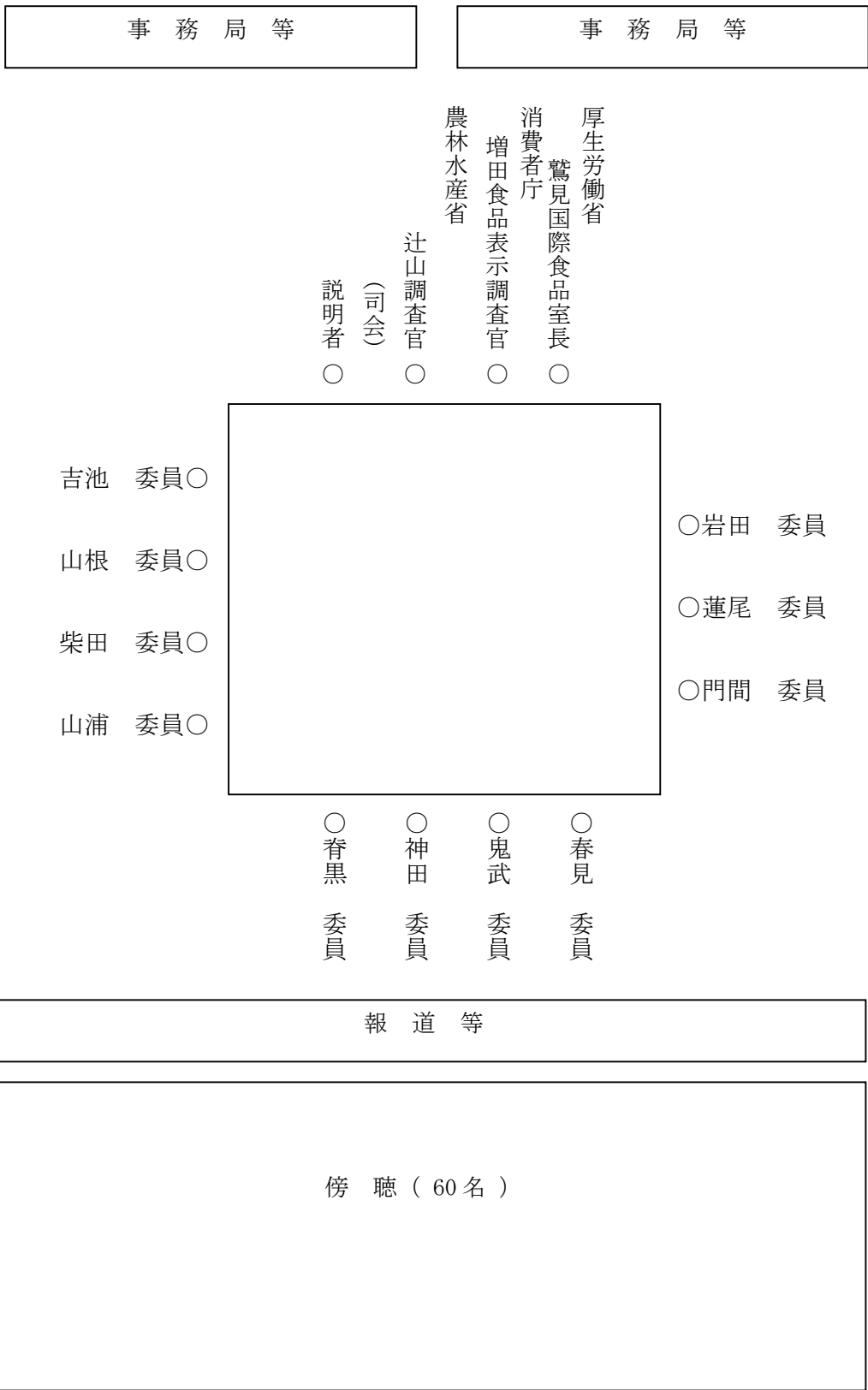
## コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進室 室長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 専門委員
しばた 柴田	あつし 温	全国農業協同組合連合会 開発企画室 室長
せぐろ 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たかや 高谷	さとし 幸	公益社団法人 日本食品衛生協会 専務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
ほその 細野	あきよし 明義	公益財団法人 日本乳業技術協会 理事長
やまうら 山浦	やすあき 康明	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 会長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授

第 54 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 25 年 10 月 25 日 (金)



FAO/WHO 合同食品規格計画  
第 36 回 コーデックス総会

日時 : 2013 年 7 月 1 日 (月) ~ 7 月 5 日 (金)  
場所 : ローマ (イタリア)

議題

1.	議題の採択
2.	第 68 回執行委員会の報告
3.	FAO/WHO 地域調整部会の報告
4.	手続きマニュアルの改訂
5.	ステップ 8 の規格案と関連文書 (ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)
6.	ステップ 5 の規格原案と関連文書
7.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
8.	コーデックス規格と関連文書の改訂
9.	新規規格・関連文書策定作業及び作業中止の提案
10.	部会及び特別部会から総会に付託された事項
11.	コーデックス委員会の戦略計画
12.	財政及び予算に関する事項
13.	FAO 及び WHO から提起された事項
14.	コーデックス委員会とその他の国際機関との関係
15.	執行委員会の議長、副議長及び参加国の選出
16.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定と 2014-2015 の会議スケジュール
17.	その他の作業
18.	報告書の採択

## 第 36 回コーデックス総会 概要

### 1. 日時及び開催場所

日時：2013 年 7 月 1 日（月）～7 月 5 日（金）

場所：ローマ（イタリア）

### 2. 参加国及び国際機関

126 加盟国、1 加盟機関、41 国際機関、1 オブザーバー国 合計 620 人

### 3. 我が国からの出席者

厚生労働省	医薬食品局食品安全部長	新村	和哉
農林水産省	消費・安全局消費・安全政策課調査官	辻山	弥生
厚生労働省	医薬食品局食品安全部参与	吉倉	廣
厚生労働省	医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長	鷺見	学
農林水産省	消費・安全局消費・安全政策課国際基準専門官	坂下	誠
厚生労働省	医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 （テクニカルアドバイザー）	齊藤	恵子
東京大学	公共政策大学院政策ビジョン研究センター 特任研究員	松尾	真紀子

### 4. 概要

#### 議題 1. 議題の採択

議題 1 1 「コーデックス委員会の戦略計画」に関して、議論を行う日付の変更の報告あり。その他、特段の修正なく採択された

#### 議題 2. 第 68 回執行委員会の報告

議長から、第 68 回執行委員会の成果について報告。2014 年から 2019 年のコーデックス戦略計画に関しては、広範囲にわたって議論を行い、全地域の意見を考慮した上で、合意文書が作成された旨の報告があった。

また、科学的助言に関する多くの要請及び資金源の不足についての説明があり、プライベートセクターを含む資金の供与国を増すための取り組みについて検討された旨の報告がなされた。

日本は、FAO と WHO が合同で実施したコーデックスの評価から 10 年経過したことを考慮して、コーデックスの部会運営について検討する必要性について発言し、日本が討

議資料を次回の CCGP に向けて準備することとなった。

## 議題 3. FAO/WHO 地域調整部会の報告

事項	概要	議論の結果
地域調整部会の報告	各地域調整部会の結果報告	各地域調整国から、各地域調整部会の結果が報告された。

## 議題 4. 手続きマニュアルの改訂

## 〈分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 〉

事項	概要	議論の結果
手続きマニュアル中の分析法クライテリアに関するガイドラインの修正	分析法は検出限界 (LOD) 及び定量限界 (LOQ) の両方の性能基準を満たす必要があるため、手続きマニュアル 74 頁 3 番目左のボックス内の「... LOD or LOQ...」を「... LOD and LOQ...」へ修正することを提案。	案のとおり最終採択された。

## 〈残留農薬部会 (CCPR) 〉

事項	概要	議論の結果
MRL 推定にあたって比例性 (Proportionality) の概念を適用する際の原則及びガイダンス	過去の JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) のデータ並びに新たに産業界及び政府 (我が国及び中国) から提出されたデータの解析に基づいた、農薬最大残留基準値 (MRL) 推定にあたって比例性の概念を適用する際の原則及びガイダンス案。	案のとおり最終採択された。



〈魚類・水産品部会（CCFFP）〉

事項	概要	議論の結果
魚類及び水産製品に関する規格における魚種を追加するための手続き改訂原案（セクション II への組み入れ：コーデックス規格及び関連文書の策定：コーデックス規格及び関連文書の特定条項に含めるためのガイドライン）	魚類及び水産製品に関する規格に魚種を追加する際の手続きについて、シンプルかつ簡易なものとする改訂原案。	案のとおり最終採択された。 ブラジルが留保した。

議題 5. ステップ 8 の規格案と関連文書（ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む）

Part 1 ステップ 8、迅速化手続きのステップ 5 及びステップ 5/8 の規格案及び関連文書

〈生鮮果実・野菜部会（CCFFV）〉

事項	概要	議論の結果
アボカド規格案 均一性及びサイズに関する	アボカドの均一性及びサイズ等を規定した規格案。	品質の許容範囲に関する規定：腐敗の許容値について、「腐敗」の定義が明確でないとの理由から、タイ

るその他の規定案（セクション 5.1 及び 6.2.4）		が留保したが、CCFFV の議長であるメキシコが、この件については、次回の部会で話し合う提案をし、案のとおり最終採択された。
ザクロ規格案	ザクロの品質、等級分け等を規定した規格案。	案のとおり最終採択された。
ザクロ規格原案 サイズ及び均一性に関する規格原案（セクション 3 及び 5）	ザクロの均一性及びサイズに関する規格原案。	案のとおり最終採択された。

〈ヨーロッパ地域調整部会（CCEURO）〉

事項	概要	議論の結果
アンズタケの地域規格原案	生鮮キノコ、“アンズタケ”の地域規格の改訂原案。	英語とスペイン語の共通名の修正を入れて、案のとおり最終採択された。

〈魚類・水産品部会（CCFFP）〉

事項	概要	議論の結果
くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚製品の規格案	くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚製品の定義及び加工方法、添加物の使用等を定めた規格案。	案のとおり最終採択された。 欧州及びノルウェーが一部留保した。
生鮮／活及び冷凍アワビ（Haliothis 属）の規格案	生鮮／活及び冷凍アワビ（Haliothis 属）の定義、貝毒の規格及び表示等を定めた規格案。	案のとおり最終採択された。
急速冷凍フィッシュスティックの規格修正原案	急速冷凍フィッシュスティック規格に関して、ティラピアと South Atlantic Hake（南大西洋ヘイク）の窒	案のとおり最終採択された。

(South Atlantic Hake の窒素係数)	素係数を追加する規格修正原案。	
--------------------------------	-----------------	--

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	議論の結果
食用オリーブのコーデックス規格改訂原案	1981年に策定された食用オリーブに関する規格について、新たに貿易区分（品質等級）を追加する等の改訂原案。	案のとおり最終採択された。

<アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要	議論の結果
テンペの地域規格原案	テンペの地域規格に関する規格原案。	案のとおり最終採択された。 なお米国から、タンパク質含有量の計算のための変換係数について、さらなる議論のために情報を提出する旨の発言があった。

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	議論の結果
食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改訂原案	食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則（CAC/GL 21-1997）について、新しいリスク管理に関する数的指標やHACCP等の食品衛生管理システムの評価等への適用を反映させる改訂原案。	案のとおり最終採択された。
生鮮野菜・果実に関する	生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範に、新たにベリ	ブラジルから、セクション 2.1 のベリー名は、the

衛生実施規範のベリー類に関する付属文書原案	一類に関する付属文書を追加するもの。	genus <i>Fragaria</i> L. とするように発言があり、このとおり修正された上で最終採択された。
-----------------------	--------------------	---

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	議論の結果
乳幼児用の調整補助食品ガイドラインの改訂案	乳幼児用の調整補助食品ガイドライン (CAC/GL 8-1991) について、他の基準との整合性等を含めて所要の改訂を行うもの。	<p>ジンバブエより、脱脂綿実粉、GM、放射線照射の使用の禁止に関する内容を含むべきであり、採択を支持しない旨の発言がなされ、多くの途上国がこれを支持した。</p> <p>タイは、現在のガイドラインは古く、改訂は特に発展途上国の乳幼児にとって重要であることから採択に賛成と発言し、複数の国がこの発言を支持した。WHO の代表からも、ガイドラインの改訂は早急に行われるべき旨の発言があった。</p> <p>CCNFSDU の議長国であるドイツから、現在のガイドラインと改定案との比較において、改定案に不都合な点はないことが説明され、また、これらのガイドラインは各国当局の独自の安全性や承認要件を設定する権限を変更するものではないことが確認された。議論の結果、セクション 4.1.3.1 の oil seed flowers の部分に「The decision to add oil seeds flour to a formulated complementary food should take into account local conditions and</p>

		requirements.」を追加した上で、最終採択された。米国が新たに追加された文書中の「requirements」の用語について留保した。
栄養参照量（NRVs）の改訂案	栄養参照量（1日当たり）として飽和脂肪酸20g（2000kcal 当たり）、ナトリウム2000mg を設定する改訂原案。第35回総会において、飽和脂肪酸のリスクに関して、科学的根拠が不十分であること等の理由から、再度CCNFSDUの部会で考慮することになっていた。	フィリピン及びマレーシアは、十分に議論がされていないとして、飽和脂肪酸のNRVsの採択を支持しない旨発言した。 WHOの代表から、第35回総会后に、食と健康に関する栄養ガイダンス専門家諮問グループ（WHO Nutrition Guidance Expert Advisory Group: NUGAG）によるシステマティック・レビューの完了を待つ必要性から、その後の第34回CCNFSDUで議論され合意されていること、また当該改定作業はWHOの食事、運動と健康の世界戦略（2004年）の一環として開始されたこと、加えて第66回WHO総会において採択された2013-2020年NCD戦略計画（2013年）においても重要視されていること等の説明があった。 議論の結果、案の通り最終採択された。 フィリピンとマレーシアは飽和脂肪酸のNRVsについて留保した。
一般集団を対象とした食事に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量	一般集団を対象としたNRVs-NCDを設定するための一般原則原案について、ビタミン、ミネラルのNRVsを設定するための一般原則と統合の上、栄養表示ガイドライン(CAC/GL 2-1985)の付属文書とするもの。	マレーシアがGRADE (Grading of Recommendations, Assessment, Development and Evaluation) アプローチがCCNFSDUで十分に検討されていないとして、一般原則原案の採択に反対した。

<p>(NRVs-NCD) を設定するための一般原則原案及びビタミン、ミネラルのNRVsを設定するための一般原則との統合</p>		<p>CCFL で議論された修正を行った上で最終採択された。 マレーシアは留保した。</p>
<p>コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案</p>	<p>ビタミンK、B1、B2、B6、B12、ナイアシン、葉酸、パントテン酸、ビオチン、カルシウム及びヨウ素のNRV、並びにナイアシンと葉酸の変換係数を追加/改訂するもの。</p>	<p>米国とオブザーバー（NHF:National Health Federation）がカルシウムはマグネシウムと一緒に検討されるべきとして採択に反対した。また他のオブザーバー（IDF:International Dairy Federation）は、NRV は牛乳や食品中のカルシウムの生体内でのバイオアベイラビリティを考慮すべきと発言した。これに対して、CCFFSDU の議長国であるドイツから、改訂は科学的根拠に基づいて段階的に行われた旨の発言があり、文言の一部を追加、注釈の一部を削除した上で最終採択された。ベニンはこの決定に対し留保した。</p>

<近東地域調整部会（CCNEA）>

事項	概要	議論の結果
<p>ナツメヤシペーストの地域規格</p>	<p>ナツメヤシペーストの地域規格原案</p>	<p>案のとおり最終採択された。</p>

<家畜の飼養に関する特別部会（TFAF）>

事項	概要	議論の結果
リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案	各国政府が飼料のリスク評価を行う際のガイドライン案。「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスクアナリシスの作業原則」に沿った手順に加え、飼料のリスク評価に特有な手順や注意点を示したものの。	案のとおり最終採択された。
飼料中のハザードの優先順位付けに関するガイドライン案	各国政府が優先的にリスク管理を行うべき飼料中のハザードを決める手法を示したものの。	ブラジルから、Annex 2の「Examples of Hazards in Feed with Potential Relevance for Human Health」は各国がその目的を誤解し貿易上の障壁となる可能性があること等から、添付を支持しない旨の発言があった。一方、他の国からは、Annexの導入部分に適切な説明がなされていること等から、原案のままの採択を支持する旨の発言があった。 TFAPの議長国であるスイスから、Annex 2を削除し、FAOのウェブサイトに掲載することとする案が出され、議論の結果この内容で最終採択された。

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	議論の結果
国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン案及び原案	国内の食品管理システムを確立するための枠組み等を示した原則及びガイドライン案及び原案。	スペイン語のテキストに一部修正を加えた上で最終採択された。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	議論の結果
名前の付いた植物油規格の修正原案：米ぬか油の規格数値	米ぬか油の「脂肪酸組成」及び「デスメチルステロール」の数値の修正原案。	案のとおり最終採択された。

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	議論の結果
食品の国際取引におけるサンプリング及び検査使用の原則案	国際食品貿易におけるサンプリングや検査に際して科学的な観点から紛争を防ぐための原則案。	案のとおり最終採択された。

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項案及び原案	GSFA の Table1 及び 2 に含める食品添加物条項案及び原案。酢酸、アスコルビン酸、クエン酸、乳酸など 39 種類の食品添加物について規格を策定するもの。	案のとおり最終採択された。 EU 及びノルウェーが、アルミ含有添加物の条項について、留保した。
食品添加物の国際番号システム (INS) の改訂原案	INS に掲載されている食品添加物の名称及び用途の改訂、追加又は削除を行うもの。	案のとおり最終採択された。
第 76 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	第 76 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) において設定された 8 つの食品添加物及び 93 の香料に関する規格原案。	案のとおり最終採択された。 EU は一部留保した。



<糖類部会 (CCS) >

事項	概要	議論の結果
分蜜せずに脱水したさとうきび汁の規格原案	第 34 回総会でコロンビアより提案された「分蜜せずに脱水したさとうきび汁」（日本名は「黒糖、黒砂糖）」の規格原案。	CCS の議長国であるコロンビアから、ステップ 5 で採択し、2013 年後半にステップ 6/7 で各国のコメントを求めることが提案され、総会で承認された。 表示と分析法については、それぞれ CCFL と CCMAS に回付し、承認を求めることとされた。

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果
果実飲料（ネクターを含む。）、果実缶詰及び野菜缶詰中の鉛の最大基準値の改正原案	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) 中の特定品目中の鉛の最大基準値の改正原案：果実飲料（ネクターを含む。）、果実缶詰及び野菜缶詰。	タイから、データに地理的な偏りがあること等から、特に生産国からデータ収集を行った上で再度議論すべきとの発言があった。JECFA から、現行の値は科学的根拠に基づいている旨の発言があったが、更なる作業へ多く支持が得られたこと等から、CCCF で再度議論をした後、第 38 回総会で議論することとなり、ステップ 5 として採択された。
穀類を主原料とする乳幼児用食品中のデオキシニバレノール (DON) の最大基準値原案	穀類を主原料とする乳幼児用食品中の DON の最大基準値原案。	最大基準値が「消費される状態 (as consumed) 」と「乾燥状態 (dry matter) 」のどちらに適用されるのかについて確認が必要とされたことから、ステップ 5 で採択し、さらに検討されることとされた。 エジプトから、現在の基準値案が高すぎるため、低

		くすべきとの発言があった。
ココア中のオクラトキシン A 汚染防止及び低減のための実施規範原案	ココア中のオクラトキシン A の汚染防止及び低減に関する実施規範について、ココアの一次生産段階も含めて策定。貯蔵及び輸送に用いる袋の要求事項の追加等を含む修正原案について、文言の修正を加えた。	案のとおり最終採択された。
キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸低減のための実施規範原案	キャッサバ中の青酸低減のための農業生産及び加工方法を含む実施規範の策定。様々なキャッサバ製品に適用できるよう原案について修正、追加を行った。	案のとおり最終採択された。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果
農薬最大残留基準値 (MRL) 案及び改訂案	食品又は飼料中の農薬について、第 45 回 CCPR においてステップ 8 で合意された 6 農薬の MRL 案	案のとおり最終採択された。
MRL 原案及び改訂原案	食品又は飼料中の農薬について、第 45 回 CCPR においてステップ 5/8 で合意された 29 農薬の MRL 原案	EU 及びノルウェーは、2 農薬の MRL 案および 18 農薬の MRL 原案について留保した。 タイから、Chinese broccoli は leafy brassica であり、broccoli の摂取量データは適用されるべきでない旨の発言があった。 エジプトは、クロロタロニル、ブプロフェニジン、シロマジン、トリフロキシストロビンに関して留保した。

<食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	議論の結果
----	----	-------

栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CAC/GL 23-1997）の改訂案（ナトリウム塩不添加）	栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインの7.2章として、ナトリウム塩不添加強調表示の要件に係る規定を策定するもの。	案のとおり最終採択された。
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドラインの改訂原案（エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用）	有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドラインに、エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用について、使用条件を付した上で追加するもの。	案のとおり最終採択された。

Part 2 最終採択に諮るその他の規格及び関連文書

<魚類・水産品部会（CCFFP）>

事項	概要	議論の結果
生及び活二枚貝の規格（セクションI-6.5、I-8.5及びII-8.7）並びに魚類及び水産製品に関する実施規範（セクション7.1及び7.2.2.2）の修正	生及び活二枚貝の規格(CODEX STAN 292-2008)中のサルモネラ属菌の規準を削除し、魚類及び水産食品の実施規範（CAC/RCP 52-2003）に「環境モニタリングやその他サーベイランスの結果によって示唆される疫学的な状況を考慮して適切な場合には、規制当局はサルモネラ属菌の規準の実施を決定しても良い」との規定を追加するもの。	案のとおり最終採択された。

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	議論の結果
果実缶詰の充填剤のガイドラインの改訂	果実缶詰の充填剤のガイドライン (CAC/GL 51-2003) について、「Regular pack」の定義を編集上の改訂としてガイドラインに含めるもの。	案のとおり最終採択された。
柑橘類缶詰、保存トマト及び加工トマト抽出物の規格の改訂 (セクション 4-食品添加物)	柑橘類缶詰：食品添加物の条項について、GSFA を参照する記述に置き換えるもの。 保存トマト：acidity regulator の食品添加物リストの更新及び firming agent について GSFA の表 3 を参照する記述に置き換えるもの。 加工トマト抽出物：acidity regulator の食品添加物リストの更新。	案のとおり最終採択された。
アップルソース缶詰規格の改訂 (セクション 9-分析法)	アップルソース缶詰規格に可溶性固形物 (soluble solids) 及び最小充填量 (Minimum fill) の分析法を追加するもの。	案のとおり最終採択された。

<アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要	議論の結果
発酵大豆ペースト及びチリソースの地域規格の食品添加物条項の改訂	発酵大豆ペースト (CODEX STAN 298R-2009) 及びチリソース (CODEX STAN 306R-2009) の食品添加物条項を修正するもの。	案のとおり最終採択された。

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	議論の結果
食品安全の緊急事態における情報交換に関するガイドラインの改訂	食品安全の緊急事態における情報交換に関するガイドライン（CAC/GL 19-1995）について、動物用飼料の記述を追加するもの。	案のとおり最終採択された。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	議論の結果
異なるステップにおけるコーデックス規格の分析法	「燻製魚、風味付けされた燻製魚、乾燥燻製魚製品の規格案」中の水相塩濃度の分析法、水分活性の分析法及びヒスタミンの分析法クライテリア、「生鮮/活及び冷凍アワビの規格案」中の冷凍アワビの総重量の測定法、テンペの地域規格中の水分含量等に関連する分析法、非発酵大豆製品の地域規格中の水分含量及びタンパク質含量の分析法等、更新・記述修正を含め 30 以上の分析法の承認。	案のとおり最終採択された。

<油脂部会（CCFO）>

事項	概要	議論の結果
個別規格のない食用油脂規格、名前の付いた動物性油脂規格並びにオリーブ油及びオリーブ粕油の	汚染物質の条項について、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）を参照する記述に置き換える等、所要の改訂を行うもの。	案のとおり最終採択された。

規格の改訂		
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範における、許容される前荷リストの改訂案	当該リストの糖蜜及び飲用水の記述を改訂するもの。	案のとおり最終採択された。

<汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果
食用キャッサバ粉、ガリ及びスイートキャッサバの規格の修正	数値を変更せずに青酸のMLをGSCTFFに新たに規定する修正。	案のとおり最終採択された。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果
果実群の各分類の改訂に伴う農薬のMRLデータベースにおけるグループMRLの修正	第44回CCPRにおいて合意された果実群の分類の改訂に基づく、農薬最大残留基準値(MRL)のデータベースの修正。	案のとおり最終採択された。

<食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	議論の結果
食事、運動及び健康に関するWHOの世界戦略の実	栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインの7.2章として、ナトリウム塩不添加強調表示の要件	案のとおり最終採択された。

施：栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CAC/GL 23-1997）の改訂原案（ナトリウム塩不添加）	を新たに規定するもの。	
栄養表示のガイドライン（CAC/GL 2-1985）の修正（定義及び付属文書の置換：一般集団におけるNRVを設定するための一般原則）	栄養参照量（NRVs）は、必要量に基づくNRVs（NRV-R）と非感染性疾患予防のためのNRVs（NRVs-NCD）の2つがあることから、栄養表示ガイドラインにおけるNRVsの定義を修正するもの。	案のとおり最終採択された。

Part3 総会でステップ8で保留されている規格及び関連文書

<近東地域調整部会（CCNEA）>

事項	概要	議論の結果
路上販売食品の地域実施規範案	路上で販売される食品の地域実施規範。	案のとおり最終採択された。

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）>

事項	概要	議論の結果
牛ソマトトロピン（BST）のMRL案	乳分泌促進効果のあるBSTのMRL案。 前回部会において、JECFAに再評価を依頼した上で、	2013年11月にJECFAでの評価が予定されており、その結果を踏まえて、2015年の第22回CCRVDで検討

	その結果を CCRVDF に送付し、総会に対して勧告を求めることとされ、それまでの間、本件はステップ 8 に保留することで合意されている。	が行われる予定のため、今回の総会では議論されず、引き続きステップ 8 に保留することとされた。
--	---	---

議題 6. ステップ 5 の規格原案と関連文書

〈新鮮果実・野菜部会 (CCFFV) 〉

事項	概要	議論の結果
ゴールデンパッションフルーツ規格原案	ゴールデンパッションフルーツの品質、等級分け等を規定した規格原案。	案のとおりステップ 5 で採択された。

〈魚類・水産部会 (CCFFP) 〉

事項	概要	議論の結果
生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシン参照法及び確認法の性能基準原案 (セクション I-8.6)	生及び活二枚貝の規格 (CODEX STAN 292-2008) に含めるバイオトキシン検査法の Performance criteria (性能基準) の原案。	案のとおりステップ 5 で採択された。

〈加工果実・野菜部会 (CCPFV) 〉

事項	概要	議論の結果
果実缶詰の規格原案及びマンゴーの付属文書原案	果実缶詰についての包括的な規格原案とマンゴーについての付属文書原案。	案のとおりステップ 5 で採択された。



急速冷凍野菜の規格原案	急速冷凍野菜についての包括的な規格原案。	案のとおりステップ5で採択された。
-------------	----------------------	-------------------

<アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要	議論の結果
非発酵大豆製品の地域規格原案	非発酵大豆製品の製品分類、品質等を規定した地域規格原案。	案のとおりステップ5で採択された。 複数の国から「Soybean milk」の用語の使用について、「乳製品の用語の使用に関する一般規格」などの他のコーデックス文書との整合性がとれていない旨の発言があり、日本はCCASIAの議長国として次の会合で議論する旨を発言した。CCFLからの助言を考慮して、次回CCASIAで議論されることとなった。

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果
穀類中のDONの最大基準値原案（サンプリングプランを含む）並びに小麦、大麦及びとうもろこしを原料とするフラワー、セモリナ、ミール及びフレークの最大基準値原案	穀類中のDONの最大基準値原案（サンプリングプランを含む）並びに小麦、大麦及びとうもろこしを原料とするフラワー、セモリナ、ミール及びフレークの最大基準値原案。	米国等から生の穀類の最大基準値（ML）については、気候変動などにより年によっては達成することが困難な可能性があり、ML設定の必要性について疑問が呈された。 日本は、GSCTFF（食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格）の規定に基づき、国際的に貿易されることが多い生の穀類についてMLの設定が必要である旨主張し、原案のままML採択を支持した。

		<p>議論の結果、案の通りステップ5で採択された。</p> <p>米国及びヨルダンでは生の穀類の ML について留保した。</p> <p>EU はサンプリングプランについて留保した。</p> <p>ノルウェー及びエジプトは小麦、大麦及びとうもろこしを原料とするフラワー、セモリナ、ミール及びフレークの最大基準値原案について留保した。</p>
--	--	--

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果
食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂原案：根菜及び塊茎状野菜類	食品及び動物用飼料のコーデックス分類のうち、根菜及び塊茎状野菜類に関する改訂案。	案のとおりステップ5で採択された。

議題7. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果
個別食品規格における添加物条項	ミルクパウダー及びクリームパウダーの規格、食用カゼイン製品の規格などにおけるアルミニウム含有食品添加物の条項を廃止するもの。	案のとおり廃止が承認された。
ミネラルオイルの溶媒及	ミネラルオイルの溶媒及び低粘度に関する規格 (INS	案のとおり廃止が承認された。

び低粘度に関する規格 (INS 905e、f 及び g)	905e、f 及び g) の廃止。	
---------------------------------	-------------------	--

<汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果
食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) 中の個別規格に残っている鉛の最大基準値：果実缶詰及び野菜缶詰	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) 中の果実缶詰及び野菜缶詰に係る最大基準値修正案の最終採択を前提とした、個別規格中の鉛の最大基準値 (ML) の廃止。	議題 5 における改正原案が最終採択されなかったことから、廃止しないこととされた。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果
削除が提案された食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案	第 45 回 CCPR において合意された既存の 22 農薬の農薬最大残留基準値 (MRL) の廃止。	案のとおり廃止が承認された。 エジプトが、ジクロロボス、グルホシネート、シクロキジジム、メトキシフェノジド及びフルオピラムの MRL 設定の廃止に関して留保した。

議題 8. コーデックス規格と関連文書の改訂

事項	概要	議論の結果
----	----	-------

分析・サンプリング法に関する各種文書 (CODEX STAN 234-1999、CAC/GL 27-1997、CAC/GL 28-1995、CAC/GL 54-2004、CAC/GL 72-2009、手続きマニュアル)	参照文書の改訂。	案のとおり採択された。
食肉の衛生実施規範 (CAC/RCP 58-2005)	本文中の実施規範についている Recommended International 等の削除及び注釈や参照の改訂。	案のとおり採択された。

議題 9. 新規規格・関連文書策定作業及び作業中止の提案

—新規作業—

〈北米・南太平洋地域調整部会 (CCNSWP)〉

事項	概要	議論の結果
発酵ノンジュースの地域規格	南太平洋の国々に自生するノニ果実を発酵させて製造する飲料の地域規格。	提案のとおり新規作業として承認された。

〈新鮮果実・野菜部会 (CCFFV)〉

事項	概要	議論の結果
オクラの規格	オクラの規格策定に関する新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
馬鈴薯 (ware potatoes)	馬鈴薯 (ware potatoes) の規格策定に関する新規作	多くの加盟国は新規作業を承認することを支持した

の規格	業提案。	一方で、当該規格を新規作業として進めるべきでなく、提案は技術的事項の更なる検討のために CCFFV に戻すべきとの執行委員会での勧告を支持する国も多数あった。議論の結果、総会は、新規作業を開始する重要性を認識しつつ、次回の執行委員会及び総会で検討するために、CCFFV にスコープが十分に明記された分かりやすいプロジェクトドキュメントを提出するよう要請した。キューバはこの決定に留保した。
-----	------	--

<魚類・水産品部会 (CCFFP) >

事項	概要	議論の結果
フィッシュソースの実施規範	フィッシュソース規格の策定を踏まえて製造実施規範の策定作業が新規に提案されたもの。	提案のとおり新規作業として承認された。

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	議論の結果
朝鮮人参 (ginseng) 製品の規格	朝鮮人参 (ginseng) 製品のコーデックス地域規格の世界規格への適用拡大に関する新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。ブラジルは朝鮮人参の抽出物に関して、CCPFV の部会同様に留保した。

<アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要	議論の結果
----	----	-------

路上販売食品の衛生実施規範	路上販売食品の衛生実施規範を策定する新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
---------------	---------------------------	---------------------

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	議論の結果
水分含量が低い食品の衛生実施規範	水分含量が低い食品（水分活性 0.85 以下の食品：ピーナツバター、穀類、乾燥タンパク製品、菓子類等）の衛生実施規範を策定する新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	議論の結果
フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直しに関する提案	現行規格が策定されてから 20 年以上たっていること等から、フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直しを行う新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。

<近東地域調整部会 (CCNEA) >

事項	概要	議論の結果
ハラール食品規格	イスラム教の戒律に従って処理された食肉（ハラール）食品の地域および国際規格。	議論の結果、総会は当該規格の提案国であるエジプトに対し、執行委員会の勧告に沿って関連する OIE の作業も考慮したプロジェクトドキュメントのスコープ見直しを要求することで合意した。
冷蔵及び冷凍食肉の地域	食肉の冷蔵および冷凍に関する規格。	議論の結果、総会は当該規格の提案国であるエジブ

/国際規格の策定提案		トが、執行委員会の勧告に沿って、既存の関連するコーデックス及び OIE のテキストとのギャップを特定した上で、CCFH の助言を求めつつ、プロジェクトドキュメントの見直しを行うことで合意した。
ラブネの地域規格	近東地域の伝統的な発酵乳製品であるラブネに関する地域規格。	提案のとおり新規作業として承認された。
ザータルの地域規格	近東地域の伝統的な混合調味料であるザータルに関する地域規格。	提案のとおり新規作業として承認された。

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果
食品添加物の摂取量のシンプルな評価のためのガイドラインの改訂	1989 年に策定された現行のガイドライン (CAC/GL 3-1989) について、現在の状況を踏まえて改訂を行う新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果
残留農薬の分析法のパフォーマンスクライテリアに関するガイダンス文書	残留農薬の分析法に特化した性能基準に関するガイドラインを作成するための新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
農薬のMRL設定に関する優先リスト	JMPR における農薬の毒性及び残留に関する評価の優先リスト案。	提案のとおり新規作業として承認された。

＜食品表示部会（CCFL）＞

事項	概要	議論の結果
食品の表示に関する一般規格の改訂（日付表示について）	日付表示のない食品や不適切な日付表示の食品等が流通していることから、日付表示の問題に取り組むため、包装食品の表示に関する一般規格の改訂等を行う新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。

＜ラテンアメリカ及びカリブ地域調整部会（CCLAC）＞

事項	概要	議論の結果
ヤーコンの地域規格	生産地で生鮮で消費されるヤーコンの根の部分に関する地域規格。	提案のとおり新規作業として承認された。

—作業の中止—

＜食品汚染物質部会（CCCF）＞

事項	概要	議論の結果
GSCTFF 中の放射性物質のガイドライン値の改訂原案（ガイドライン値の適用及び実施を促進するためのガイダンスの作成を含む）	既存の食品中の放射性物質のガイドライン値の見直し、及びガイドライン値の見直しと関連して、ガイドライン値の解釈と適用について明確なガイダンスを策定する改訂原案。 ガイドライン値から最大基準値への改訂は行わず、ガイダンス作成についても国際機関間の作業結果を見て、改めて作業開始について検討する事となった。本	提案のとおり作業の中止が承認された。



	原案の作業について、一旦すべて中断。	
キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸の最大基準値原案	既存のコーデックス個別食品規格中の青酸の最大基準値の見直し及び新たな品目（キャッサバチップスなど）における最大基準値原案。 汚染実態や加工による低減、摂食パターン等のデータを収集してから検討すべきであるとされ、作業中止。	提案のとおり作業の中止が承認された。

議題 10. 部会及び特別部会から総会に付託された事項

事項	概要	議論の結果
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範（許容される前荷のリスト案及び原案）	本件については第 34 回総会において最終的に採択されたが、CCFO に対して、総会で採択された基準に基づき、当該リストの見直しや JECFA にレビューを依頼する重要性が高い物質を特定するよう指示が出された。今回の総会では、第 23 回 CCFO における検討状況の報告及び CCFO から総会に対して、作業の指示についての要請がなされた。	CCFO の部会における議論が報告され、総会から CCFO に対して、当該リストの見直し作業を要請することに合意した。 また、リストの見直しを推進する観点から、継続的な見直しを指示することで合意した。
輸入食品の受け入れ拒否についての情報交換に関するガイドライン（CAC/GL25-1997）の改訂	食品安全の緊急事態における情報交換に関するガイドライン（CAC/GL 19-1995）について、動物用飼料の記述を追加することが第 36 回総会で諮られるが、輸入食品の受け入れ拒否についての情報交換に関するガイドライン（CAC/GL19-1995）に関しても同様の修正について、次回 CCFICS で検討することで合意され	部会における議論の結果が報告された。

	た旨の報告がなされた。	
個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合	個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合性を図るための作業について、CCFA における検討状況が報告された。	部会における議論の結果が報告された。
グローバルジョイントレビュー対象化合物について各国政府又は地域登録機関が登録する前に JMPR が MRL を勧告するパイロットプロジェクト	新規農薬である sulfoxafloer について、JMPR による評価が実施され、幾つかの MRL 原案について総会で最終採択が行われることとなり、パイロットプロジェクトが完了した旨の報告がなされた。	部会における議論の結果が報告された。
プロセスチーズに関する新規作業	プロセスチーズの規格については、前回の総会で作業中止となったが、プロセスチーズの安全性及び品質要件に関連するギャップについての情報収集を行い、得られた情報を分析した上で、今次総会で新規作業の必要性について検討することとされ、また、各地域調整部会において議論することとされたもの。今次総会では、各国からの情報や各地域調整部会の議論を踏まえてコーデックス事務局が整理した資料をもとに議論される。 アジア地域調整部会では、多種多様なプロセスチーズがあり、規格策定が容易ではないことから、本規格の策定は実現の可能性がないことで合意している。	今次総会前に各国から提出された情報や各地域調整部会の議論を踏まえ、総会では (i) プロセスチーズに関する新規作業のためのプロジェクトドキュメントを作成することを検討する電子作業部会を設置する、(ii) 本事項の検討を中止する、の二つのオプションについて検討した。 議論の結果、オプション (ii) を選択する加盟国も見られたが、多くの加盟国がオプション (i) を選択し、また CCEURO もオプション (ii) を望む一方で、オプション (i) に妥協する用意がある旨表明した。アヴィロ副議長は、プロセスチーズの規格の策定のための究極の努力としてオプション (i) を選択することを提案し、ニュージーランド (CCMMP 議長国)

		及びウルグアイの共同議長で当該規格策定を支持する全ての加盟国の積極的な参加を求める電子作業部会を設置することで合意した。
スパイス・芳香ハーブ及びそれらの製剤に関する部会の設立についての討議文書	前回の総会において、インドより新部会の設立が提案され、各地域調整部会の見解及びインドが作成する討議文書をもとに今次総会で検討することとされたものの。 アジア地域調整部会では、多くの国が新部会の設立を支持した。	貿易上の障壁を防ぐために、国際調和がとれた基準が必要との理由から、多くの国が新部会の設立を支持した。 日本からは、インドの新部会設立について反対はしないものの、作業の内容、時間枠、優先順位などを考え、効率的な部会運営をコーデックス全体として検討していく必要性について指摘した。また、本件については一般原則部会（CCGP）でも検討すべき旨の発言を行った。議論の結果、部会の所掌範囲を明確にするために、部会の名称を「スパイス及び料理用ハーブ部会（Committee for Spice and Culinary Herbs）」とした上で、インドを議長国とした新たな部会を設置することで合意した。

議題 1 1. コーデックス委員会の戦略計画

事項	概要	議論の結果
コーデックス戦略計画（2008-2013）の一般的な実施状況	2008-2013 年の戦略的計画の各項目について、担当部会、実施期限、実施状況等が報告され、第 68 回執行委員会の検討結果とともに議論される。	執行委員会から、2008-2013 年の戦略的計画は特に問題なく、適切に実施されているとの議論があった旨の報告があった。また、第 69 回執行委員会に向けて、

		2008-2013 年の戦略的計画の最終報告を準備するよう事務局に対し要請したとの報告があった。 総会は執行委員会の結論を支持した。
コーデックス戦略計画案 (2014-2019)	次期コーデックス戦略計画について、各地域調整部会の意見などを踏まえて執行委員会の下に設置された小委員会 (Sub-Committee) にて用意された最終案が、第 68 回執行委員会の検討結果をもとに議論される。	副議長から、これまでの検討の経緯についての説明がなされ、執行委員会で準備された最終案を基に議論が行われた。 多くの国は、この最終案について採択を支持した。 CCLAC の国は、採択には賛成したが、消費者の懸念に関する事項は健康の保護についてのみ言及すべきであること及びイントロダクションの第 3 段落の 2 文目の「コーデックスの権限 (the Codex mandate)」の前に記載されている「解釈 (the interpretation of)」の表現について留保した。 副議長から、戦略計画は今後も効率的に監視されることが強調され、今後 6 年間の指針となる 2014-2019 年の戦略計画が採択された。

議題 1 2. 財政及び予算に関する事項

事項	概要	議論の結果
財政及び予算に関する事項	コーデックス財政及び予算に関して、2012-2013 期支出状況及び 2014-2015 期予算が報告される予定。 また、コーデックスの規格策定作業において重要な役	事務局から、2012-2013 年の支出及び 2014-2015 年の予算について説明があった。 日本からは、財政及び予算の資料が会議直前の配布

	<p>割を果たしているリスク評価のための FAO/WHO のリソースの問題について報告される予定。</p>	<p>となり十分に検討する時間がなかった点について、コーデックス事務局のマネジメントの問題であることを指摘した。</p> <p>FAO/WHO が行うリスク評価のリソース不足の問題については、FAO 及び WHO に対してプライベートセクターからの資金も含めた供与先の拡大の検討を求めることとされた。また、本件については、執行委員会の下に小委員会を設置し、引き続き検討していくこととされた。</p>
--	---	---

議題 13. FAO 及び WHO から提起された事項

事項	概要	議論の結果
<p>コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金</p>	<p>コーデックス規格策定に参画する意志を有する発展途上国に対し、その参加を支援するために信託基金を通じ旅費を支援する計画及び信託基金の状況について報告される。</p>	<p>2012 年の信託基金概要について報告がなされた。また、本信託基金は 2015 年までとされていることから、最終評価の実施予定について報告があった。</p> <p>日本からは、最終評価の実施を支持しつつ、2015 年以降の活動については、この評価結果を基に検討すべき旨の発言をした。</p> <p>また、信託基金の 7 割を供出している EU から、コーデックスメンバーに対し、さらなる資金供与を行うよう発言があった。</p> <p>議長から、今までの供与国や事務局に関して謝辞が示</p>

		され、供与国の拡大について要請がなされた。
FAO 及び WHO から提起されたその他の事項	<p>1) 最近の FAO/WHO 専門家会議の成果      前回の総会以降に提供された FAO 及び WHO からの科学的アドバイスの概要及びそれに関連する出版物についての報告がなされる予定。</p> <p>2) FAO/WHO への科学的助言の要請状況      2013 年 5 月の時点におけるコーデックスからの科学的助言の要請について、要請内容、要請元、依頼先、実施計画、予算、目的が優先順位とともに列挙されている。</p> <p>3) FAO 及び WHO が実施したキャパシティービルディング活動      FAO 及び WHO が行った活動について、地域別にまとめられている。</p>	<p>FAO 事務局から、最近開催された FAO/WHO 専門家会議の結果概要について報告され、科学的助言を行う専門家に対して謝辞が示された。</p> <p>WHO 事務局から、キャパシティービルディングに関する活動状況が報告された。</p>

議題 14. コーデックス委員会と他の国際機関との関係

事項	概要	議論の結果
コーデックス委員会とその他の国際機関との関係	WTO、IAEA、OIE 等の国際政府機関及び ISO 等の国際非政府機関から、コーデックスの活動に関する取組について報告がなされる予定。	関係政府間組織（OIE、WTO、IAEA、OECD、OIV）及び非政府間組織（ISO）の関連活動について報告された。

		IAEA からの報告を受け、我が国からは食品中の放射性物質の現状について情報提供したところ、議長から CRD の提出を求められたため、後日提出し、CRD12 として配布された。
--	--	--

議題 15. 執行委員会の議長、副議長及び参加国の選出

事項	概要	議論の結果
執行委員会の議長、副議長及び参加国の選出	<p>通常総会の都度、改選されることとされている議長及び副議長の選挙。手続きマニュアルでは 2 回まで再選可能とされており、現在の議長及び副議長は 2 期目であることから、再度立候補が可能である。</p> <p>総会で 7 地域から執行委員会メンバー国が選出される（任期：1 期 2 年、通常 2 期 4 年）。今回は 2 期目の選出。</p>	<p>・議長及び副議長 現在の議長及び副議長が無投票で再選された。 議長：Mr. Sanjay DAVE (インド) 副議長：Dr. Samuel GODEFROY (カナダ) Mrs. Awilo OCHIENG PERNET (スイス) Professor Samuel SEFA-DEDEH (ガーナ)</p> <p>・執行委員会の参加国 前回同様に、以下の国が執行委員会の委員として選出された。 アフリカ：ケニア アジア：中国 欧州：フランス ラテンアメリカ及びカリブ海：ジャマイカ 近東：チュニジア 北アメリカ及び南西太平洋：カナダ</p>

	<p>総会で、各地域調整部会で推薦された国が地域調整国として指名される（任期：1期2年、通常2期4年）。アジア地域については、前回のアジア地域調整部会において、日本が引き続き地域調整国として推薦されている。今回は2期目の選出。</p>	<p>南西太平洋：ニュージーランド ・地域調整国</p> <p>以下の国が地域調整国として指名された。 なお、欧州地域調整国がポーランドからオランダに変更された。</p> <p>アフリカ：カメルーン アジア：日本 欧州：オランダ ラテンアメリカ及びカリブ海：コスタリカ 近東：レバノン 北アメリカ及び南西太平洋：パプアニューギニア</p>
--	---	---

議題16. コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定と2014-2015の会議スケジュール

事項	概要	議論の結果
<p>コーデックス部会及び特別部会の議長国の指名</p>	<p>各部会・特別部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国を確認すると共に、必要に応じて特別部会の解散を検討するもの。</p>	<p>今回の総会で新たに設立することが決定されたスパイス及び料理用ハーブ部会については、議長国としてインドが指名された。（議題10）</p> <p>また、家畜の飼養に関する特別部会の解散が決定された。（議題5）</p> <p>その他部会については、現在の議長国に変更がないことが確認された。</p>



FAO/WHO 合同食品規格計画  
第 21 回食品残留動物用医薬品部会

日時：2013 年 8 月 26 日（月）～8 月 30 日（金）

場所：ミネアポリス（米国）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3	FAO/WHO 及び FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関連事項
4	「動物用医薬品の登録（承認）に係る技術的要件の調和」（VICH）を含む国際獣疫事務局（OIE）の活動報告
5	(a) 動物用医薬品の最大残留基準（MRL）案の検討（ステップ 6）
	(b) 動物用医薬品の最大残留基準（MRL）原案の検討（ステップ 4）
6	人の健康への懸念から JECFA が一日摂取許容量（ADI）及び MRL を勧告していない動物用医薬品に対するリスク管理に関する勧告
7	一斉残留分析法の性能特徴に関するガイドライン原案（CAC/GL 71-2009 の附属文書）
8	(a) 追加の動物種及び臓器への MRL の外挿に関するリスク分析ポリシー
	(b) 食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）の Concern Form の提案（様式及びその使用方針と手順）
9	(a) JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
	(b) MRL 設定に関する各国の必要性に関するデータベース
10	はちみつ中の動物用医薬品の MRL またはその他の規制値設定のガイドライ

	ンに関する討議文書
11	その他の事項及び今後の作業
	(a)CCRVDVDF の付託事項 (TOR) の改正案
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

## 第 21 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 概要

### 1. 日時及び開催場所

日時：2013 年 8 月 26 日（月）～8 月 30 日（金）

場所：ミネアポリス（米国）

### 2. 参加国及び国際機関

本次会合には 61 加盟国、1 加盟機関（EU）、11 国際機関及び FAO/WHO が参加した。

### 3. 我が国からの出席者

厚生労働省	医薬食品局	食品安全部	監視安全課	食品監視分析官	加地	祥文
厚生労働省	医薬食品局	食品安全部	基準審査課	残留農薬専門官	小川	麻子
厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所	食品部	主任研究官		坂井	隆敏
農林水産省	消費・安全局	畜水産安全管理課	課長補佐		関谷	辰朗
農林水産省	動物医薬品検査所	検査第二部	総括上席研究官		遠藤	裕子
農林水産省	消費・安全局	畜水産安全管理課	許可管理係長		大森	純一
内閣府	食品安全委員会事務局	評価第二課	評価専門官		本河	鉄也
山口大学	共同獣医学部	病態抑制学講座	教授		豊福	肇

### 4. 概要

主要議題の概要は以下のとおり。

#### 議題 5. 動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) の検討

##### (a)動物用医薬品の MRL 案の検討 (ステップ 6)

###### モネパンテル (羊の筋肉、肝臓、腎臓及び脂肪)

2012 年 5 月に開催された前回会合では、EU は JECFA の推奨する MRL はいくつかの国の MRL よりも低く、貿易問題へと発展することの懸念を表明、また提案された MRL は一部の国の休薬期間と整合性がないことを指摘した。議論の結果、JECFA に今後提出されるデータを基に EU 等のより高い MRL の評価を依頼すると共に、2012 年 7 月開催の第 35 回総会に本 MRL 案をステップ 5 として採択を諮ることに合意し、また第 35 回総会においてステップ 5 として採択された。

今次会合では 2013 年 11 月に開催される第 78 回 JECFA の勧告を注視することとし、次回会合で検討するために、MRL 案をステップ 7 とすることで合意した。

##### (b)動物用医薬品の MRL 原案の検討 (ステップ 4)

###### アプラマイシン (牛及び鶏の腎臓)

前回会合では、MRL を決定する以前に代謝や組織分布に関するフルデータが必要であること及び MRL が高すぎるのではないかということについて意見が出て、今後 JECFA において、提出される追加データが検討され、評価が完了するまではステップ 4 に留め置くこ

とで合意した。

今次会合においてオブザーバーの IFAH（世界動物薬連盟）代表者から、スポンサー会社が JECFA の質問に対応する追加研究を遂行するのに必要な資金を約束することは難しい旨の説明があった。この情報に鑑みて、部会は優先順位リストからアブラマイシンを除外すること及び MRL 設定作業を中止することを来年開催予定の第 37 回総会に勧告することに合意した。

#### デラカンテル（羊の筋肉、肝臓、腎臓及び脂肪）

前回会合では、ニュージーランドから摂取量の計算に使用されたマーカー残留と総残留の比率に懸念が示され、また IFAH は JECFA とは違った計算方法による、より低い MRL の設定の検討を提言した。議論の結果、本医薬品を再評価の優先順位リストに追加し、JECFA に対し、i) 毒性データベースの異なる解釈に照らした ADI の見直し、ii) マーカー残留と総放射性標識残留の比率の計算の見直し、iii) 適切であれば ADI の見直しを要請し、ステップ 4 に留め置くことに合意した。

今次会合では 2013 年 11 月に開催される第 78 回 JECFA での勧告に注視することとし、次回会合で検討するため、MRL 案をステップ 4 に留め置くことで合意した。

#### **議題 6 人の健康への懸念から JECFA が ADI 及び MRL を勧告していない動物用医薬品に対するリスク管理に関する勧告**

前回会合では、JECFA が人への健康への懸念から ADI/MRL を設定しないと結論付けた 12 物質（8 種）の動物用医薬品について、リスク管理に関する勧告を作成する新規作業の承認を第 35 回総会に求めることに合意した（この新規作業は第 35 回総会において承認された）。また、Option A（当該医薬品を食用動物に使用すべきではない）及び Option B（各国政府などが独自でリスク管理措置を検討する）の 2 つの選択肢で議論がなされた。日本は原則、Option A を支持するが、JECFA で明らかにヒトの健康に悪影響を与えると評価された 4 物質（クロラムフェニコール、マラカイトグリーン、カルバドックス、フラゾリドン）を先行して使用禁止にするべきであると主張し、複数国から支持を得た。2009 年 5 月に開催された第 18 回 CCRVDF で使用禁止が合意されていたマラカイトグリーンとクロラムフェニコールは、前回第 20 回会合の会期内作業部会で作成されたリスク管理措置案「各規制当局は食品中の当該成分の残留を防ぐべきである。このことは食用動物に当該成分を使用しないことによって達成される。」について、CCRVDF として合意した上で、ステップ 3 としてコメントを求めた。一方、カルバドックス、2 つのニトロフラン、クロルプロマジン、スチルベン、オラキンドックス及びニトロイミダゾール類に関するリスク管理措置は EU を議長国とする電子作業部会（EWG）で検討された。

今次会合直前に開催された物理的作業部会（議長国：EU）にて、カルバドックスを含めた発がん性及び遺伝毒性が確認されている物質については、米国及びブラジル等が、これらの物質のリスク管理に関して、「各国の所管官庁の裁量に任せるべき」と主張したが、EU 及び日本をはじめ、アジア諸国、アフリカ諸国が「使用禁止にすべき」との意見で大勢を占めた。議論の結果、CCRVDF は、次の物質はステップ 5/8 に進めることとなった。

クロラムフェニコール：前回会合で合意したリスク管理措置案を維持

マラカイトグリーン：クロラムフェニコールで合意した文言に合わせる

カルバドックス、フラゾリドン、スチルベン：EWG の Option A

ニトロフラゾン（ニトロフラール）、クロルプロマジン及びオラキンドックス：EWG の Option A に不十分なデータの問題を追記した修正案

なお、クロルプロマジンは 1991 年の第 38 回 JECFA で特定されたデータギャップに鑑み、リスク評価を更新するため優先順位リストに追加することに合意した。

また、データが不十分な 4 つのニトロイミダゾール類（ジメトリダゾール、イプロニダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール）については、ステップ 4 に留め、次回会合で、より多くの情報に基づく判断ができるよう、JECFA の優先順位リストに追加することに合意した。さらに、JECFA がデータ募集（Call for data）を行い、それに対して提出されたデータ及び文献のレビューを行い、新たなデータや知見が見つからなければ、次回会合で、Option A（食用動物に使用してはならない）をステップ 5/8 に進めることに合意した。

#### 議題 7 一斉分析法の性能特徴に関するガイドライン原案(CAC/GL 71-2009 の附属文書)

前回会合において、提案された一斉分析法(MRM)の性能基準に関するガイドライン案は「食品生産動物中の動物用医薬品の使用に関連する国の規制食品安全保障プログラムの設計及び実施のためのガイドライン（CAC/GL 71-2009）」との重複部分が多いことから、EWG（議長国：カナダ及び英国）を設置し、ガイドライン案の修正、並びに一般的なバリデーションプロトコルの追加を検討することが合意された。また、今次会合前に物理的作業部会を開催し、EWG により修正されたガイドライン案に関する事前コメントの確認、追加修正等を行うことが合意された。

今次会合において提出されたガイドライン案は、CAC/GL 71-2009 との重複部分は概ね削除され、また、性能基準も CAC/GL 71-2009 と同等であった。したがって、今次会合前物理的作業部会においては、EWG における修正経緯等の説明や語句の修正等を中心に作業が行われた。今次会合では、物理的作業部会（議長国：カナダ及び英国）での修正等を反映したガイドライン案を基に、内容の確認、修正の追加等が行われた。MRM の定義として、“スクリーニング、確認及び定量のために適した方法”と確認された。スクリーニングのための MRM の性能基準において、感度については数値を特定せず、分析対象である動物用医薬品が、定義された統計的な水準内（通常は信頼水準 95%）で信頼性をもって検出される最も低い濃度とすることに合意した。また、前回会合で提案された一般的なバリデーションプロトコルを作成することは、EWG での検討の結果、困難であることが判明し、各国・地域の同様のガイドラインを引用することが提案された。しかし、今次会合において、そのような引用は不要であり、IAEA（国際原子力機関）が作成中である分析法データベース中に各国・地域で用いられているガイドラインを参照として掲載することが望ましいとの結論に至った。そのなかで MRM 及び関連する妥当性確認データベースの重要性が認識され、IAEA は各国に対し、MRM 関連データを加盟国に入力するように求めた。

今次会合における修正を反映した文書を既存の CAC/GL 71-2009 の附属文書 (IV) として挿入すること及び第 37 回総会にステップ 5/8 で採択を諮ることに合意した。

## CCRVDF により適用されるリスク分析の原則

### 議題 8 (a)追加の動物種及び臓器への MRL の外挿に関するリスク分析ポリシー

前回会合においては、リスク分析ポリシー案を JECFA に提出し助言を求めること、JECFA に対し外挿に関する 9 つの質問を送ること、リスク分析ポリシー案を回付し、各国にコメントを求めること、さらに今次会合直前に物理的作業部会を開催することについて合意した。

今次会合直前に開催された物理的作業部会（議長国：カナダ）において、前回会合で JECFA に対して質問した事項への JECFA から回答（CX/RVDF 13/21/3-Add.2）の一部について、第 78 回 JECFA において更なる検討を求めること、リスク分析ポリシー案については組織間の外挿を削除すること等の修正について合意した。会期内作業部会において、議長であるカナダからリスク分析ポリシー案を独立した文書ではなく、コーデックスの手續マニュアルにある CCRVDF が適用するリスク分析原則に追加することが提案され、合意された。

今次会合においては、これらの作業部会の提案について検討され、JECFA に対して前回の質問事項のうち 4 つについての更なる検討を求めること及びはちみつの MRL を各国のモニタリングデータを使用した外挿により設定できるかについて新たに質問することに合意した。Extrapolation と Extension のいずれの言葉を使用するか議論したが、現時点では Extrapolation のみを使用することに合意した。この用語の定義は第 78 回 JECFA において検討され、その結果に基づき必要があれば修正することに合意した。

### 議題 8 (b)CCRVDF の Concern Form の提案（様式及びその使用方針と手順）

前回は Concern Form の使用についての支持は多く集めたものの、その運用にはさらに作業が必要で、EWG（議長国：ブラジル及び豪州）で Concern Form のスコープ、使用上の手順などを検討した上で文書を回付し、提出されたコメントを踏まえて、次回会合（つまり今次会合）の直前に、物理的作業部会を行うことが合意された。

今次会合直前に開催された物理的作業部会（議長国：ブラジル及び豪州）において、多数の国が Concern Form を用いて MRL 案についての懸念事項を CCRVDF と JECFA との間でコミュニケーションすることが有用であるという意見であったが、EU は、MRL の設定を複雑化させ、遅らせる可能性があることから、CCRVDF においては Concern Form は不要であるとして留保を表明した。物理的作業部会においては、Concern Form の使用について、その様式と共に手續マニュアルの CCRVDF が適用するリスク分析原則に追加することが提案され、合意された。この改正の内容は議場配布文書 CRD 5 として CCRVDF に提出された。

今次会合においては、この物理的作業部会の提案について検討され、多数の国が Concern Form の使用を支持したことから、手續きマニュアルの「CCRVDF が適用するリスク分析原則」のセクション 3.2（CCRVDF によって適用されるリスク分析原則の中の、リスク評価結果の検討）に Concern Form に関する記載を追加し、さらに 3.3（Concern Form の使用）のセクションを新設することで合意した。

<参考：CCRVDF で合意された Concern Form のテンプレート>

・提出国

- ・日付
- ・動物用医薬品名
- ・対象品目（種および臓器）
- ・MRL（mg/kg）
- ・現在の Step
- ・懸念の詳細
- ・JECFA に提供する、懸念の根拠となるドキュメントの概要

### 評価又は再評価が必要とされる動物用医薬品の優先順位リスト

#### 議題 9 (a) JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案

EWG がまとめた優先順位リスト案について、今次会合直前に開催された物理的作業部会（議長国：豪州）における検討結果（CRD6）を踏まえて議論が行われた。

フェニルピラゾールについては、物質名がシサプロニルに変更になったことから、シサプロニルとして ADI 及び牛の筋肉、肝臓、腎臓及び脂肪の MRL を優先順位リストに収載することとされた。

飼料添加物（抗酸化剤）として使用されるエトキシキンについて、貿易上の問題を理由にフィリピンから優先順位リストへの収載について提案があった。JECFA に提出する利用可能なデータが存在することをフィリピンが確認したため、エトキシキンのエビの筋肉の MRL を優先順位リストに収載すること及びこのような飼料添加物を検討する部会として CCRVDF が適切かどうかについて、第 37 回総会に判断を求めることが合意された。

イベルメクチンの牛の筋肉の MRL については、既存の JECFA のモノグラフのデータから設定できる可能性があるとの JECFA 事務局からの助言があり、優先順位リストに収載することが合意された。

上述のとおり、議題 6 に関連して、クロルプロマジンと 4 つのニトロイミダゾール類（ジメトリダゾール、イプロニダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール）について、毒性学的評価及び暴露評価の更新を優先順位リストに収載することが合意された。

アプラマイシン、オキソリン酸、フルメキンについては、十分なデータが提供されないことからリストから削除することとされた。

エマメクチン安息香酸塩についてもスポンサーからのデータ提供がなされなかったが、JECFA 事務局から最近の FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）の評価や公表文献に基づいて第 78 回 JECFA で評価を行うことが報告された。

また、次回会合に向けて優先順位リストを検討するため、豪州を議長国とする EWG を設置することで合意した。

#### 議題 9 (b) MRL 設定に関する各国の必要性に関するデータベース

前回会合では、前日に行われた物理的作業部会の検討に基づき、EWG（議長国：米国）を再び設置することに合意し、①データベース化の作業の継続、②JECFA が評価済みである品目を考慮した上での途上国が要求する品目の明確化、③必要性のあるデータの特定などの作業を引き続き行うことで合意した。

今次会合直前に行われた物理的作業部会（議長国：豪州）において、米国から提案のあ

った、データベースに収載された物質を JECFA での評価の優先順位付けや評価の実施につなげていくことを促進するための手法（CRD17）について検討された。

その結果、次のことについて合意した。まず、FAO 及び WHO に対して、1)世界的に動物衛生上の懸念とされる疾病を特定し、2)それらの懸念される疾病の治療薬として利用可能な動物用医薬品や代替薬、3)各動物用医薬品について、既知の人の健康または貿易上の懸念について報告を求める。次に、その助言に基づいて EWG（共同議長国：米国及びコスタリカ）を設置し、1)特定された動物用医薬品のデータベースの情報を考慮し、データの入手可能性及びデータの欠如を確認し、2)データギャップを補足する代替手法及び JECFA による評価のための優先順位を探っていくことが同意された。また、各国の MRL のニーズに関するデータベースへの追加等については回付文書により求めることも合意された。

## 討議文書

### 議題 10 はちみつ中の動物用医薬品の MRL またはその他の規制値設定のガイドラインに関する討議文書

前回会合においては、はちみつに対する MRL または勧告レベルを設定するためのリスク評価ポリシーやクライテリアを検討した。VICH において分析法を含むはちみつの残留試験法ガイドラインが検討中であったが、作業の重複を避けるために VICH の作業は延期されたことが報告された。討議の結果、残留試験法ガイドラインは VICH が、MRL 又はその他の規制値設定のガイドラインはコーデックスが担当することに合意した。また、サンプリングについては「食品生産動物中の動物用医薬品の使用に関連する国の規制食品安全保障プログラムの設計及び実施のためのガイドライン（CAC/GL71-2009）」に収載済みであるため作業の必要はないことが確認された。リスク評価ポリシーの案について JECFA にコメントを要請することが合意され、各国から MRL 等の設定に対するガイドライン策定への関心が示されたことから、EWG（議長国：英国）を設置し、新規作業提案を第 37 回総会に提案するためのプロジェクト文書案を今次会合までに作成することが合意された。

会期内作業部会（議長国：英国）の報告（CRD21）に基づいて議論され、はちみつの MRL 設定に関する詳細なガイドラインを CAC/GL71-2009 に収載することや別の文書としてガイドラインを作成することは現時点では必要ないことが合意された。

さらに、手続きマニュアルの「CCRVDF が適用するリスク分析の原則」には、「CCRVDF は、はちみつの MRL 設定において JECFA のガイダンスに従った代替方法を用いて検討することができる」という文章を挿入し、手続きマニュアルの「動物用医薬品の MRL 設定のためのリスク評価方針」には、「JECFA は、はちみつの MRL 設定においてモニタリングデータを用いるなどの代替方法を用いて検討することができる」という文章を挿入することとされた。手続きマニュアルに挿入する文章案は、回付文書によりコメントを求めた後、第 78 回 JECFA の検討結果も踏まえて次回会合において検討することが合意された。

### 議題 11 その他の事項及び今後の作業

#### (a)CCRVDF の付託事項（TOR）の改正案

前回の会合においては、TOR への「(e)人への健康の影響の懸念から JECFA が ADI 及び MRL を設定していない動物用医薬品のリスク管理やリスクコミュニケーションに関する勧告を策定すること」の追加について、日本、EU、フィリピン及びノルウェーが支持し



た。これに関して、(e)は「(c)食品に残留する動物用医薬品の安全性に関連した、その他のリスク管理に関する事項（必要な場合、実施規範の策定を含む）を検討すること」の修正案に含まれるものであるため、追記は必要ないとのコメントが複数国から寄せられた。

今次会合において、我が国からは、(e)の内容は(c)の修正案に包括的に含まれることから、(e)の追加は必要なく、(c)を修正する案を支持した。これに対し、コーデックス事務局から、「本件はもともと議題6のJECFAがADI及びMRLを勧告していない動物用医薬品に対するリスク管理に関する勧告を策定することが、CCRVDFのTOR上できるか否かの懸念があったことから検討することとされたが、第35回総会において、TORの改正を求めることなく、この作業が新規作業として承認されたことから、TOR改正する理由がなくなった」「現時点ではTORを修正しなければならないような、やむにやまれない理由もない」との説明があった。これを受けて議長から「変更しないこととする」との提案があり、各国も同意し、本作業を中止することに合意した。

## 議題12 次回会合の日程及び開催地

2015年4月13日～17日の間、コスタリカで開催することに合意した。

食品残留動物用医薬品部会（CCRVDVDF）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
クロラムフェニコール、マラカイトグリーン、カルバドックス、フラゾリドン、ニトロフラゾン（ニトロフラール）、クロルプロマジン、スチルベン及びオラキンドックスの推奨リスク管理（RMRs）原案	5/8	・第37回総会
一斉分析法の性能特徴に関するガイドライン原案	5/8	・第37回総会
最大残留基準（MRL）案 モネパンテル（羊組織）	7	・第22回 CCRVDVDF
MRL 原案 デラカンテル（羊組織）	4	・第22回 CCRVDVDF
ジメトリダゾール、イプロニダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾールの RMRs 原案	4	・第22回 CCRVDVDF
JECFA の評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト勧告案	1,2,3	・第37回総会
他の動物種への動物用医薬品の MRL の外挿の原案	採択を 求める	・第37回総会 (第28回 CCGP)
CCRVDVDF における Concern Form の使用に関する原案	採択を 求める	・第37回総会 (第28回 CCGP)
はちみつの MRL 設定に関する原案	—	・第22回 CCRVDVDF (メンバー及びオブザーバー)
効率的にその作業を実行する CCRVDVDF の能力に影響を与える問題と懸念に関する討議文書	—	・CCRVDVDF 議長国
各国が必要とする MRL のデータベース	—	米国
各国が必要とする MRL のデータベースから JECFA のプライオリティ・リストに物質を移動させるためのアプローチ	—	・電子作業部会 [座長：コスタリカ、米国]
MRL 案 アプラマイシン（牛及び鶏の腎臓）	中止	・第37回総会
CCRVDVDF の TOR の修正案	中止	—

FAO/WHO 合同食品規格計画  
第 35 回栄養・特殊用途食品部会

日時：2013 年 11 月 4 日（月）～11 月 8 日（金）  
場所：バート・ゾーデン・アム・タウヌス（ドイツ）

仮議題

1	議題の採択
2	a) コーデックス総会及び各部会からの付託事項
	b) FAO/WHO から提起された関心事項
3	コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案（ステップ 4）
4	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則（CAC/GL 9-1987）の改訂原案（ステップ 4）
5	乳幼児用穀物加工食品の規格基準（CODEX STAN 74-1981）に低体重児用の新規 PartB を挿入することに関する修正原案（ステップ 4）
6	フォローアップフォーミュラのコーデックス規格（CODEX STAN 156-1987）の見直し
7	食品添加物リストの改訂原案
8	非感染性疾患のリスクとの関連からカリウムの栄養参照量の候補値を検討するための討議文書
9	育種選別による栄養強化に関する討議文書
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

なお、議題 4 「必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則（CAC/GL 9-1987）の改訂原案（ステップ 4）」の物理的作業部会が、11 月 2 日（土）9:30 より開催される予定。

## 第 35 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題

日時：2013 年 11 月 4 日（月）～11 月 8 日（金）

場所：バート・ゾーデン・アム・タウンス（ドイツ）

### 主要議題の検討内容

一部資料未着につき、対処方針は現時点のものである。

### 議題 3：コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案（ステップ 4）

（経緯）

現行の栄養参照量<sup>1</sup>（Nutrient Reference Values: NRVs）は栄養表示ガイドライン 3.4.4 章に<sup>2</sup>、また、一般集団を対象としたビタミン、ミネラルの NRVs 策定のための一般原則（General Principles: GPs）は、同ガイドラインの ANNEX に、それぞれ記載されている。しかし、現行の NRVs についてはデータソースが古いうえ、NRVs 未設定の栄養素も多く、見直しの必要性が指摘されてきた。

そこで、2011 年 11 月に開催された第 33 回部会では、2010 年 11 月開催の第 32 回部会での WHO/FAO からの要請を受け、55 ヶ国から提出された各国の栄養参照量（NRVs）やその算定根拠及びデータを基に議論が行われた。データに関して、各国により共有の専門用語がないことや、データ提出国の 50%以上がひとつの地域に集中していたこと、栄養素により科学的根拠を評価する文献調査数に幅があったことなどが報告された。全てのビタミン、ミネラルの見直しは実質的に難しいとの意見から、表示を目的とした重要度に応じて優先的に検討することが必要との意見が出された。しかし、オーストラリアが 28 種類全ての栄養素を対象とした NRVs を評価することを提案したため、オーストラリアを座長とする電子作業部会を設置し、原案の提案をステップ 4 からステップ 3 に差し戻して、翌年 12 月開催の前回部会で討議することが合意された。

栄養表示ガイドラインの NRVs はまだ更新に至っていないが、新たな NRVs の候補値（potential NRVs: pNRVs）が 2009 年 11 月開催の第 31 回部会報告（ALINORM 10/33/26）の Appendix IV に記載されている。大半の pNRVs については、WHO/FAO による「ヒト栄養におけるビタミン、ミネラル必要量」（2004）の Individual Nutrient Level 98（INL98）<sup>3</sup>を基に設定されたものであるが、栄養素によっては、最新の WHO/FAO データとの差異が小

<sup>1</sup> 我が国では NRVs に相当するものとして、「栄養素等表示基準値」がある。栄養表示基準では、栄養機能食品として栄養素機能表示を行う栄養素について、栄養素等表示基準値に対する割合を示す旨が規定されている。

<sup>2</sup> ビタミン、ミネラルの表示方法は、含有量及び/又は NRV%（100g 若しくは 100ml 当たり、又は 1 包装当たり（1 包装が 1 食分の場合））で示すこととされている。また、たんぱく質についても NRV% で表示してもよいとされている。

<sup>3</sup> ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属する 98% の人が充足している量。「日本人の食事摂取基準」の「推奨量」とほぼ同義。

さくはない。このため、pNRVs の適切性の判定法として、pNRVs と、最新の WHO/FAO データに収載された各国の INL98 と Adequate Intake (AI) <sup>4</sup>の中央値を比較する手法が、オーストラリアより提案されていた。

pNRVs のうち、WHO/FAO の推奨量 (Reference Nutrient Intakes: RNIs) <sup>5</sup>に基づくビタミン K、B1、B2、B6、B12、ナイアシン、葉酸、パントテン酸、ビオチン、カルシウム、ヨウ素については、前回部会にて概ね合意に至り総会に諮ることとされ、本年7月に開催された第36回総会にて文言の一部追加修正の上、最終採択された。

また、前回部会において、オーストラリアを座長国として電子作業部会を立ち上げ、今次部会で検討するための作業を行うことと、また、ステップ3として①ビタミン A、D、E、C、マグネシウム、セレン、鉄、亜鉛の NRV-R と変換係数に関する追加/改訂原案の提言、②たんぱく質に係る NRV の検討と NRV-R 改訂案の提言、③信頼できる科学機関 (Recognized Authoritative Scientific Bodies : RASB) 定義の検討と最終定義案の提言について、検討することが合意された。

今次部会では、上記①、②、③について、主に議論が行われる予定である。

(対処方針)

pNRVs の値自体は、我が国の現行の栄養素等表示基準値と必ずしも一致するものではないが、NRVs 策定の方法論については、我が国にとっても参考となるため、NRVs の見直し作業については科学的根拠に基づき行うという立場で、適宜対処したい。

なお、具体的事項については、以下のとおり対処する方針である。

#### ①ビタミン、ミネラルの NRV-R と変換係数について

提案されている NRV-R について、複数の候補値が示されているが、その値の適切性について科学的根拠に基づいているのかを確認し、適宜対処したい。

#### ②たんぱく質に係る NRV の検討と NRV-R 改訂案の提言について

たんぱく質の NRV-R の算出方法について、WHO/FAO が示している DIRV や基準体重を用いることが提案されている。我が国としては、算出方法に問題ないことから、賛成の立場で適宜対処したい。

#### ③RASB 定義<sup>6</sup>について

前回部会で示された RASB の定義については、FAO 及び WHO が RASB に含まれるか否かが必ずしも明確化されていなかった。このため議長国のオーストラリアは、FAO 及び WHO が RASB に含まれること、FAO 及び WHO が他の RASB と異なり、無条件に RASB として位置づけられることが明確になるよう、定義の修正案を提示している。我が国は、RASB の候補として、

<sup>4</sup> 特定の集団における、ある一定の栄養状態を維持するのに十分な量。実際には、特定の集団において不足状態を示す人がほとんど観察されない量として与えられる。「推奨量」が算定できない場合に限り算定するものであり、基本的には、健康な多数の人を対象として、栄養素摂取量を観察した疫学的研究によって得られる。「日本人の食事摂取基準」では「目安量」とされている。

<sup>5</sup> RNIs は、ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属する 98%の人が充足している量。「日本人の食事摂取基準」の「推奨量」とほぼ同義。

<sup>6</sup> 1つ以上の政府又は地域当局によって指示されている機関であること、必要に応じて、1日当たりの摂取目安量に関して、独立かつ透明性のある権威的な科学的助言を行っていること、その科学的助言が1カ国以上の政策で活用されていること。

独立行政法人国立健康・栄養研究所を提案していることから、同研究所が RASB に含まれるように、適宜対処したい。

#### **議題 4：必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則（CAC/GL 9-1987）の改訂原案（ステップ 4）**

（経緯）

2011 年 11 月に開催された第 33 回部会では、一般原則の各章の目的、個々の原則について議論が行われたが、さらなる検討が必要とのことから、本議題についてはステップ 3 に差し戻された。

前回部会で討議された改訂原案の 3.1.3 章では、必須栄養素の義務的添加、任意添加のいずれについても各国事情に従うべきとの原則が示され、一般原則の対象に特殊用途食品を含めるかどうか、章によっては必須栄養素の義務的添加と任意添加を明確に書き分けるべきか等について議論が行われたが、いずれの事項についても結論が得られず、引き続き検討を行っていくこととなった。また、一般原則の枠組みについても様々な議論が行われたが、いずれの事項についても結論又は合意は得られなかったことから、討議文書の準備や今次部会での検討に向けて、カナダを座長国、ニュージーランドを共同座長国として電子作業部会を立ち上げ、ステップ 3 として今次部会で検討することで合意した。

本議題に関しては、本会議の前に物理的作業部会が開催される予定である。

（対処方針）

資料未着。

本議題については、今後我が国の制度等に支障が生じないように注視しつつ、適宜対処したい。

#### **議題 5：乳幼児用穀物加工食品の規格基準（CODEX STAN 74-1981）に低体重児用の新規 PartB を挿入することに関する修正原案（ステップ 4）**

（経緯）

本議題は、穀物を原料とした栄養補助食品についてインドが新たに「低体重乳幼児用の穀物加工食品の規格」の策定を提案したものである。

2010 年 11 月に開催された第 32 回部会では、インドの提案に対し、WHO より、途上国における低体重児には発育不全の問題もあるため、低体重の取組みを単に行っても、小児の低栄養に関する世界的な問題の解決にはならないことや、穀類及び豆類だけでは低栄養についての対策としては不十分であることが明確に示されていることが挙げられ、今後作業を進める場合には、概念及び方法について慎重な検討を行うべきとの指摘があった。しかしながら、タイをはじめとする複数の国が本作業のコンセプトを支持し、現行規格はそのまま、低体重児のための新規規格パート B を作成することとし、2011 年 7 月の総会において新規作業として承認された。

翌年 11 月に開催された第 33 回部会では、インドを座長とする電子作業部会において、特に必須成分や穀類含量、エネルギー密度やたんぱく質量について十分な議論が行われた事が報告されたが、部会では十分な討議ができなかったため、2012 年開催の第 34 回部会に向けステップ 3 でコメントを回付し、検討することとなった。

しかし、第 34 回部会では、討議文書が回付されたのは部会直前であり、検討には時間が必要との意見や、低体重になるリスクのある小児向けの食品は規格のパート A で対処できるのではないかと意見が数ヶ国から示された。

WHO は、パート B として提案されている規格の範囲 (scope) はより明確化する必要があると指摘した。また、低体重は - 1 標準偏差以上か - 2 標準偏差以上かを問わず、発育不全 (stunting) とるいそう (wasting) が複合したものであり、発育不全とるいそうの小児に必要な食事は同一ではないと指摘した。さらに WHO は、部会作業文書 (CX/NFSDU 12/34/10) に示されている低体重リスクのある小児はある地域では全ての小児に該当し、現行規格で対処できる可能性があること、また、インドが取り組みたいのはおそらく、身長体重比が WHO の小児成長基準 (WHO child growth standards) の中央値に対し - 3 から - 2 Z スコア<sup>7</sup>の中等度急性栄養失調の小児ではないかと指摘した。

部会としては、インドを座長国、ボツワナを共同座長国として電子作業部会を立ち上げ、部会での指摘事項をもとに規格原案の改訂を行っていくこと、また、修正原案を電子作業部会に差し戻し、ステップ 3 として今次部会で議論することで合意した。

(対処方針)

我が国などの先進国には必要とされる規格ではないが、前回部会同様、途上国における必要性に関する科学的根拠を踏まえ、各国の発言等に留意しつつ、情報収集に努め適宜対処したい。

## **議題 6 : フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直し**

(経緯)

2010 年 11 月に開催された第 32 回部会において、ニュージーランドは、フォローアップフォーミュラに関する現行規格が策定されてから 20 年以上たち、技術的な発展だけでなく、フォローアップフォーミュラの多様化も考慮に入れて更新をする必要があることから、規格の見直し及び見直しの範囲 (全面的か部分的か) について提案したが、十分な討議ができなかったため、翌年開催の第 33 回部会で検討することとなった。なお、第 33 回部会では、WHO の代表より、現在の母乳代替品の販売促進に関する規格に関連して、フォローアップフォーミュラに関する作業を進めていることが示された。現行規格ではフォローアップフォーミュラの対象年齢は 6 ヶ月から 1 歳の乳児とされているが、これに関して、12 ヶ月以下の乳児を対象とするインファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格と対象年齢が重複している旨指摘があった。また、フォローアップフォーミュラ規格自体の要不要論も交わされた。

2012 年 12 月に開催された前回部会では、フォローアップフォーミュラの規格が、乳幼児の栄養に関する世界勧告に照らしても、やはり必要かどうか等について検討することで合意した。

WHO は、世界保健総会 (World Health Assembly: WHA) ではいわゆるフォローアップミルクのような調製乳は不要 (WHA 39.28) と明確に示されている旨指摘した。このため、も

<sup>7</sup> ある観測値が平均値から標準偏差の何倍程度離れているかを示す指標。(観測値 - 平均値) ÷ 標準偏差により算出される。

し現行規格の全面的見直しの中で、6ヶ月から3歳児におけるフォローアップフォーミュラの利用実態調査も行うのであれば、WHO としてもこの全面的見直し作業を支持する旨発言があった。

部会としては、フォローアップフォーミュラの規格の見直しに関する新規作業を進めるため、電子作業部会を立ち上げることで合意した。

(対処方針)

当該規格の改訂に係る議論の方向性に留意しつつ、情報収集に努め適宜対処したい。

## **議題7：食品添加物リストの改訂原案**

(経緯)

インファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格に含まれる食品添加物の分類について、2011年3月に開催された第43回食品添加物部会（CCFA）より生理的体成分や生理的代謝物などの分類分けが提案されたことから、クエン酸塩及びリン酸塩を添加物リストに含むべきとされた（クエン酸ナトリウムとクエン酸カリウムはすでに含まれている）。スイスが添加物リストを修正の上、回付することとされていたが、実際に回付されたのは2012年12月の前回部会の直前であり、事前確認の時間がなかったことから、今次部会で検討を行うことで合意した。

スイスが作成した各添加物の要否情報を収載した討議文書は、インファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格における食品添加物リストの改訂草案としてリストから除く食品添加物の提案と、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives：JECFA）に評価を依頼するリストとなっている。今次部会では、その内容について議論する予定である。

(対処方針)

本議題については、我が国の制度等に支障が生じないように注視しつつ、適宜対処したい。

## **議題8：非感染性疾患のリスクとの関連からカリウムの栄養参照量の候補値を検討するための討議文書**

(経緯)

前回部会において、米国が表示を目的とした非感染性疾患のリスクに関連するカリウムの栄養参照量<sup>8</sup>（NRVs for Labelling Purposes for Nutrients Associated with Risk of Diet-Related Noncommunicable Diseases：NRVs-NCD）に関する討議文書を準備し、FAO/WHO 及びRASB のデータを検討することが合意された。

今次部会においては、カリウムに関連して一般集団の栄養参照量を設定するための一般原則の事前審査や評価を示し、本部会がカリウムのNRV-NCD 設定を検討するための新たな作業に着手するかどうか、また電子作業部会において議論をするのか検討する予定である。

---

<sup>8</sup> 我が国では、NRVsに相当するものとして「栄養素等表示基準値」が策定されており、栄養機能食品の表示事項として規定されているほか、栄養素等含有量に係る強調表示（「豊富」「含有」「低」「ゼロ」等）の基準値の設定根拠となっている。なお、我が国でも、ナトリウム等、一部の栄養素については、生活習慣病の一次予防を目的とした「目標量」をベースに、栄養素等表示基準値が算出されている。



(対処方針)

本議題については、我が国の制度との整合性も考慮しつつ、国際的な動向等も留意しつつ、適宜対処したい。

### **議題9：育種選別による栄養強化に関する討議文書**

(経緯)

前回部会において、国際食糧政策研究所（International Food Policy Research Institute：IFPRI）は伝統的育種法による作物の栄養強化に関するプレゼンを行い、今次部会用の討議文書を用意する旨提案した。

部会ではこの提案を支持する意見があった一方で、討議文書の目的を問う発言や、新規作業とすること自体に否定的な意見もあり、結果的に、カナダはIFPRIと協同して討議文書の目的を明確化していくことを提案し、部会で承認された。

また、本年5月に開催された第41回食品表示部会（CCFL）において、育種選別により栄養強化された作物に由来する食品の表示に関する議論が行われ、既存のコーデックスガイドラインには微量栄養素の含有量に係る「高い旨の表示」に関する基準は用意されているが、「Biofortification」に関する定義は存在せず、育種選別により栄養強化された原材料を含む加工食品等にあっては、その食品の特長を表示として表現することが難しいこと、IFPRIが本部会に向け討議文書を準備すること、「Biofortification」に関する定義の策定を本部会に依頼することが合意された。

今次部会では、「Biofortification」及び「Biofortification 作物」の定義と食品表示の基準設定等に関して議論する予定である。

(対処方針)

本件に関しては、各国の動向等も留意しつつ、適宜対処したい。

## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 45 回食品衛生部会 (CCFH)

日時：2013 年 11 月 11 日（月）～11 月 15 日（金）

場所：ハノイ（ベトナム）

### 仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項
(a)	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）からの経過報告及び関連事項
(b)	国際獣疫事務局（OIE）からの情報
4	食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫（ <i>Trichinella</i> spp. 及び <i>Cysticercus bovis</i> ）の管理のためのガイドライン原案（ステップ 4）
5	スパイス及び乾燥芳香性ハーブに関する衛生実施規範の改定原案（ステップ 4）
6	水分含量が低い食品の衛生実施規範原案（ステップ 4）
7	寄生虫の発生及び管理に関する討議文書
8	生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の改正の必要性に関する討議文書
9	その他の事項及び今後の作業
(a)	CCFH の作業の優先順位
(b)	新たな作業
10	次回会合の日程及び開催地

11	報告書の採択
----	--------

※ 標記会合に先立ち、2013年11月10日（日）に「CCFHにおける作業の優先順位の設定に関する作業部会」及び「食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫（*Trichinella* spp. 及び *Cysticercus bovis*）の管理のためのガイドライン原案に関する作業部会」が開催される予定。

## 第 45 回食品衛生部会 (CCFH) の主な検討議題

日時：2013 年 11 月 11 日 (月) ～11 月 15 日 (金)

場所：ハノイ (ベトナム)

### 主要議題の検討内容

#### 仮議題 4. 食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 (*Trichinella* spp.<sup>1</sup>及び *Cysticercus bovis*<sup>2</sup>) の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4)

第 42 回 CCFH で新規作業の開始された議題で、第 43 回会合の決定に伴い電子作業部会 (議長国：EU 及びニュージーランド) が設置されたもの。前回 (第 44 回) 会合において、電子作業部会での各国コメントを踏まえた改正原案の作成後に、OIE の陸生コードの改訂素案ができたことからその趣旨も踏まえて、会期中に作業部会が設置され、主要な論点であるリスクに基づく管理措置の中の無視できるリスクの規定について議論が行われた。前回会合では、本文文書の詳細な検討は行われず、会期中の作業部会の報告を踏まえて、EU からトリヒナに関する作業について、“無視できるリスクとしての状態”を達成し、維持していくための農場及びと畜場におけるモニタリング計画のあり方についてオプションが提示された。オプションを改訂作業中である OIE の陸生コードに含めるためには、各国の CCFH 代表と OIE 代表との連携が重要との指摘がなされた。また当該オプションは牛の無鉤囊虫には適用されないこととなった。トリヒナの文書と、牛の無鉤囊虫の文書の策定は並行して進めることされ、原案についてはステップ 2 に差し戻された。

前回会合で設置された電子作業部会において、OIE の陸生コード改訂作業の進展等を踏まえて作成された改訂原案、ステップ 3 で原案に対し提出されたコメント及び今次 CCFH 開催日直前に行われる物理的作業部会 (議長は EU 及びニュージーランド、目的：事前に提出されたコメントのレビューを行い本会議の議論を円滑に行うため) の結果を踏まえ、今回議論が行われる。なお、OIE の陸生コードについては、2013 年 5 月に開催された第 81 回 OIE 総会において、豚肉の輸入時の要件として、①トリヒナ感染のないコンパートメントの豚由来であること、②トリヒナの検査陰性の豚由来であること、又は③コーデックスの基準 (検討中) に基づいたトリヒナの不活化がなされていること、のいずれかを満たす必要があるとする基準案が承認された。

トリヒナの文書については、OIE の陸生コードを適切に引用しつつ、牛の無鉤囊虫の文書との整合性も考慮されるよう対応したい。なお、“無視できるリスクとしての状態”とする汚染率については、要請中の FAO/WHO からの科学的助言 (と畜場でのデータに基づく

<sup>1</sup>旋毛虫 (*Trichinella* spp.) は線虫の一種でヒトでは大量の幼虫の侵入を受けた際に発症。感染初期は胃腸炎症状、1～2 週間で呼吸器症状、筋肉痛等。重度の感染では死亡もあり。自然界で生活しないので伝搬は肉食による。世界各国で発生している。(獣医公衆衛生学 学窓社)

<sup>2</sup>無鉤条虫 (むこうじょうちゅう、学名：*Taenia saginata*) は、幼虫である無鉤囊虫 *Cysticercus bovis* 寄生の牛肉を食べることで感染し、無症状のこともあるが食欲不振、腹痛を起こす場合があり、世界的に分布している。(獣医公衆衛生学第 3 版 文永堂出版)

サーベイランスプログラムの開発)を待ってから決定するべきとの立場で対応したい。

トリヒナ及び牛の無鉤囊虫の文書については、引き続き、FAO/WHOからの科学的助言が得られるまでは、ステップを進めるべきではないとの立場で適切に対応したい。

#### **仮議題 5. スパイス及び乾燥芳香性ハーブに関する衛生実施規範の改定原案 (ステップ 4)**

第 43 回会合において、米国が新規作業の提案を行い、2012 年第 35 回総会において新規作業として採択された議題である。前回 (第 44 回) 会合では、議長国の米国より、スパイスについては世界中で栽培、製造、包装までの間で、多様な様態があることを踏まえて策定したこと、水分管理、ペストコントロール、マイコトキシン産生かびの増殖及びサルモネラ等の病原体による汚染の制御並びに微生物低減措置が主要な項目であることが報告された。また、更なる議論が必要な項目についての提案がなされ、部会ではこれらの主要な論点について議論が行われ、ステップ 2 に差し戻された。

前回会合の決定に伴い設置された電子作業部会 (議長国：米国及びインド) において、各国からのコメントについて反映された改訂原案が作成されている。引き続き、基本的な考え方については支持しつつ、サルモネラ属菌の基準については、あくまでFAO/WHO専門家会議へのリスク評価の結果レポートが必要であるとの立場で適切に対応したい。

#### **仮議題 6. 水分含量が低い食品の衛生実施規範原案 (ステップ 4)**

前回 (第 44 回) 会合で新規作業の開始が合意され、第 36 回総会で議題として採択されたものである。2013 年に設置された電子作業部会 (議長国：カナダ及び米国) において、乾燥果実及び野菜、乾燥ココナッツ、ナッツ類など個別の製品毎に策定されている衛生実施規範について、水分含量が低い食品 (Low Moisture Food, LMF) として 1 つのカテゴリにまとめて共通部分を整理することを目的として、衛生実施規範の原案が作成された。この衛生実施規範原案は水分含量が低い食品によるアウトブレイクを最も引き起こしているサルモネラ属菌のコントロールに焦点を当てており、別添として LMF のための微生物規準並びに LMF 製造エリアにおけるサルモネラ及び他の腸内細菌科に対する環境モニタリングプログラム作成のためのガイダンスが作成されている。

水分含量が低い食品を 1 つのカテゴリにまとめて共通部分を整理することにより整合性を確保するとともに、文書の重複を避けられるよう、対象食品について FAO/WHO からの技術的助言を待ちつつ、適切に対応したい。

#### **仮議題 7. 寄生虫の発生及び管理に関する討議文書**

前回 (第 44 回) 会合でオーストラリアを議長国とする電子作業部会が討議文書を作成することとされた。討議文書は、①寄生虫の管理について一般衛生規範として作成するか、あるいは既存の食品毎の衛生規範に組み込むか検討、②各国で用いる寄生虫の優先順位付けのための規準に関する追加のガイダンスを作成するか検討、③適切な新規作業のための計画文書を添付すること、としている。

2012 年 10 月に FAO が公表した FAO/WHO 報告「食品媒介性寄生虫のリスク管理に関する、複数規準に基づくランク付け」では、ランク上位の寄生虫の管理方法と同様に、原因食品に関する情報、一次製品に関する事項、貿易との関連性などリスク管理の判断の補助となる規準が示されている。また、EU とニュージーランドが議長国となり作成中の「食肉にお

ける人畜共通感染症を引き起こす特定寄生虫 (*Trichinella* spp. 及び *Cysticercus bovis*) の管理のためのガイドライン原案」は、今後作成する食品媒介寄生虫の管理に関する文書に組み込まれることとなる予定である。

寄生虫の発生及び管理に関するガイダンスを独立した文書として作成すること、本文書の作業を優先し、付属文書として必要となる寄生虫と食品の組み合わせ数については作業の過程で検討することとし、適切に対応したい。

#### **仮議題 8. 生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の改正の必要性に関する討議文書**

前回（第 44 回）会合において、生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の本文書及び付属書の改訂提案が了承され、ブラジルが重複や不要な文書の削除、規範に欠けている規定の特定作業を行うこととされた。本文書と 3 つの付属文書（葉物野菜、メロン、ベリー類）の比較検討を行った討議文書が Annex1 として提示され、セクション番号やタイトルの不整合について Annex2 として提示された。

必要に応じて、今後の作業の進め方について確認するとともに、作業に当たっては生鮮果実・野菜毎の危害に対する特異的な管理方法及び、該当品目が生食用か否かの用途に留意しつつ対応したい。